

平成 22 年(行ヒ)第 46 号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成 20 年(行コ)第 24 号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成 21 年 9 月 29 日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。申立人及び申立補助参加人の各申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項の事件に当たる。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理する。

平成 24 年 2 月 3 日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人	広島県
同代表者兼処分行政庁	広島県労働委員会
同参加人	国土交通大臣
同補助参加人	全日本海員組合
相手方	熊谷海事工業株式会社
同補助参加人	Y1